

## 令和元年度 第2回岩手県建築審査会 議事録

1 日時 令和2年2月28日(金) 13:30～

2 場所 岩手県庁 8階 8-L会議室

### 3 出席者

#### (1) 審査会側

中村孝幸会長、三宅諭委員、漆戸宏宣委員、佐藤あすか委員

#### (2) 事務局(県)側

伊藤建築住宅課技術参事兼総括課長、刈谷建築指導担当課長、高橋主任主査、高橋主任、菊池技師

### 4 報道機関及び傍聴者

(1) 報道機関 0名

(2) 傍聴者 0名

### 5 議事等

#### (1) 開会

##### (建築指導担当課長)

定刻となりましたので、ただいまより、令和元年度第2回岩手県建築審査会を開催いたします。私は本日司会進行を務めさせていただきます建築住宅課建築指導担当課長の刈谷と申します。宜しくお願いいたします。

本日は、委員4名のご出席を頂いておりますので岩手県建築審査会条例第3条第2項の規定を満たし、当審査会が成立していることをご報告します。

それでは、審査会の開催にあたりまして、建築住宅課総括課長の伊藤よりご挨拶申し上げます。

#### (2) 挨拶

##### (建築住宅課総括課長)

【挨拶省略】

##### (建築指導担当課長)

ありがとうございました。

ここで、県建築審査会の開催は、前回令和元年12月20日に開催してから約2か月ぶりの開催となります。

それでは、議事に入る前に、本日配布しております資料のご確認をお願いします。

まず、「次第」と「委員・事務局名簿」の両面印刷したものが1枚、建築審査会に関する資料としまして「建築基準法(抜粋)」、「岩手県建築審査会条例」、「岩手県建築審査会運営要綱」、「岩手県建築審査会の公開・非公開の基準等について(内規)」、「審議会等の会議の公開に関する指針」を1冊に綴じております。

次に、議案書としまして、議事(1)諮問事項、議事(2)審議を要する事項、議事(3)報告事項、

それぞれ1部ずつ配布してございます。

本日、お配りした資料に不足等ございましたら、事務局へお申し出ください。

### (3) 議事

#### (建築指導担当課長)

それでは、次第3議事に入らせていただきますが、審査会の議長は岩手県建築審査会条例第3条の規定により会長が務めることとされておりますので、ここからは中村会長に議事の進行をお願いいたします。

#### (会長)

##### 【挨拶省略】

始めに、議事録署名人を指名したいと思いますが、岩手県建築審査会運営要綱第2条により、議長である私から指名させていただきます。

本日の審査会の議事録署名人は**三宅委員**と**佐藤委員**のお二人にお願いします。

次に、本日の審査会の公開・非公開について、事務局から説明願います。

#### (事務局)

事務局の高橋と申します。私から、本日の審査会の公開・非公開についてご説明いたします。

本日は次第に記載のとおり、議事(1)諮問事項1件、議事(2)審議を要する事項1件、議事(3)報告事項1件となります。

まず、諮問事項「建築基準法第44条第1項第2号の規定による建築物の許可について（北上市）」につきましては、申請者が地方公共団体であることから、「岩手県建築審査会の公開・非公開の基準」1の(3)に基づき公開することとします。

次に、審査を要する事項「岩手県建築審査会一括同意手続要領第2条に基づく『法第43条第2項第2号に係る一括同意基準』の改正について」につきましては、この資料の5ページ「審議会等の会議の公開に関する指針」、3会議の公開基準に記載の(1)から(3)に掲げる非公開基準に該当しないこと、また建築基準法第43条第2項第2号に係る許可基準については一般に公開されていることを考慮し、公開することとして差し支えないと考えます。

最後に、報告事項の「建築基準法第42条第2項第2号に係る一括同意基準」により許可をなした案件につきましては、個人情報が含まれておりますので同基準の1の(1)に該当するため非公開となります。

以上で、説明を終わります。

#### (会長)

それでは、議事(1)諮問事項、議事(2)審議を要する事項につきましては公開することとします。

議事(3)報告事項につきましては非公開とします。

皆様、ご異議ありませんか。

[各委員異議なし]

## (会長)

ご異議がないようですので、議事(1)諮問事項、議事(2)審議を要する事項は公開とし、議事(3)報告事項は非公開といたします。

議事の順番につきましては、公開事項を先に審議し、その後に非公開の事項を審議することといたします。

つきましては、公開事項の議事(1)諮問事項、議事(2)審議を要する事項、非公開の事項の議事(3)報告事項という順番で審議をいたします。

## ○議事(1)諮問事項

### (会長)

議事(1)諮問事項、建築基準法第44条第1項第2号の規定による建築物の許可について、事務局から説明をお願いします。

### (事務局)

それでは、諮問事項の北上市九年橋三丁目バス停上屋の申請内容につきましてご説明いたします。

1ページをご覧ください。

令和2年2月18日付で岩手県知事から岩手県建築審査会に対し同意を求めている書類でございます。許可手続きは、令和2年2月6日に北上市長から、特定行政庁の岩手県に対し許可申請書の提出があったものであり、本日の建築審査会の結果を受けまして許可又は不許可の手続きを行います。

2ページをご覧ください。関係法令について説明します。

建築基準法第44条の道路内の建築制限は、原則として道路内に建築してはならないとされていますが、同条第1項第二号により、「公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物で特定行政庁が通行上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの」は、建築できるとされています。また、バス停留所は、平成19年6月20日付け技術的助言により、「公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物に該当する。」とされておりま

す。

3ページをご覧ください。バス路線について説明します。

九年橋三丁目バス停を通る路線は2路線ありまして、バス路線は黄色書きでなぞられた部分と、北上翔南高校・成沢線で市中心部の北上市役所と北上翔南高校間のルートで、路線図の左下「市街地拡大図」で申請箇所から約2cm右上の北上市役所前と路線図の下側の「翔南高校方面」と記載のある少し上の北上翔南高校を結ぶルートです。

もう1つは、赤書きでなぞられた、北上線でさわうち病院と県立中部病院間のルートで、路線図の左側の「横川目方面」と路線図の上部の赤書きが終わる、県立中部病院を結ぶルートです。

4ページをご覧ください。

こちらは、バス停留所の完成イメージになります。上屋本体の色は、ステンカラーで公共の空間となることから、彩度の強い色は避け、景観に配慮した色合いにする予定です。

5ページをご覧ください。

こちらは、バス停留所の申請箇所の現況写真です。

現況の植栽は歩道改良工事で撤去します。

6 ページをご覧ください。こちらが計画概要となっています。

申請者氏名 北上市長高橋敏彦、敷地の位置 北上市九年橋三丁目 238 番 14 の一部、敷地面積 125.00 m<sup>2</sup>、用途地域 第二種住居地域（建ぺい率 60%、容積率 200%）、防火地域等 準防火地域。建築物の概要、計画建築物、用途 路線バス停留所の上家、構造 アルミニウム合金造、規模 延べ面積 54.10 m<sup>2</sup>、計画建築物棟数 1 棟、建ぺい率 20.84 %、容積率 43.28%です。

7 ページをご覧ください。申請場所について説明します。

申請場所は北上市九年橋三丁目 238 番 14 の一部で、旧県立北上病院、現在北上済生会病院建設中の前の九年橋三丁目バス停で北上警察署の西側です。

次に、8 ページをご覧ください。

こちらは、配置図（1）で、許可申請のバス停上屋と北上済生会病院との位置関係を示しています。赤色が許可申請のバス停上屋で、青色が北上済生会病院の歩廊上屋です。

出来るだけ、バス利用者が雨等に濡れずに病院と行き来できるように計画されています。

9 ページをご覧ください。

こちらは、配置図（2）です。バス停留所は、市道上川原常盤台線の東側の歩道内にあります。市道上川原常盤台線の標準幅員は、車道が 6.0m、歩道が幅員 2.5m であり、申請敷地の前面道路幅員については、バスベイ設置により車道幅員が拡張されています。道路管理者は、北上市となります。

10 ページをご覧ください。

上は平面図、下は立面図となっており、屋根の幅は 28.05m、奥行きは 2.049m で、アルミニウム合金製の柱 10 本で支持する構造となっています。

11 ページをご覧ください。

上の A-A 断面図をご覧ください。上屋の有効高さについては、歩道から 2.906m、歩道の有効幅員は、2.02m となっています。

12 ページをご覧ください。

許可申請理由についてですが、北上市内の北上済生会病院が令和 2 年 11 月に旧県立北上病院跡地に移転開院することに合わせ、バス利用者の快適性を考慮して、上屋設置を整備するものです。

交通量についてですが、13 ページをご覧ください。

許可申請のバス停上屋の北側にある最寄りの交差点の 2018 年 2 月 15 日の歩行者の通行量の調査結果です。

ピーク時の交差点の歩行者数は、一時間当たり 27 人となっておりますが、調査日が病院の開院前なので参考数値となります。バス停上屋の柱が病院側の片側のみなので、歩行者の通行には支障はないと考えております。

なお、自転車は車道を通行することになっています。

次に、14 ページをご覧ください

バスの乗降者数の調査ですが、現在、北上済生会病院が開業前なので、最大 6 人です。16 ペ

ージ中ほどで、黄色に塗っているセルをご確認いただきますと、最大人数6人ということがわかるかと思えます。

旧県立北上病院の開業当時のデータがないので、現在の済生会病院前のバス停のピーク時の降車人数を申請者が調査した結果、降車人数3人と乗車人数3人で合計6人なので、人の滞留は無く、歩行者の通行には支障はないと考えております。

維持管理計画については、月に1回程度の点検を行い、台風等必要に応じて点検を行い、損傷があった場合には、施設設置者の北上市で速やかに修繕を行うことになっています。

19 ページをご覧ください。許可申請に係る通行上支障がない検討結果について説明します。(1)のバス停下屋の規模及び構造のうち、有効高さについては、2.906mです。関係法令については、道路法に基づく道路構造令第12条により、歩道面から有効高さ2.5m確保するよう規定されていること。(2)の上屋の設置場所については、その他の建築物の敷地から道路への出入口がないこと。(3)の歩道の有効幅員については、2.02mです。平成6年6月30日付け「ベンチ及び上家の道路占有許可の取り扱いについて」の中で、歩道の有効幅員が、原則として2m以上確保できる歩道と規定されていること。(4)の関係機関の意見については、21 ページ、道路管理者から道路占用許可を受けていること。なお、所管する警察の意見については、道路占用許可の手続きで、道路管理者から所管する警察署へ協議し、25 ページの回答がありました。意見として、「やむを得ないものと認められる」、その他の(1)確実に歩行者の通行余地を確保すること。に關しましては、先程、説明した通り歩道の有効幅員を2m以上としています。(2)「上屋の柱については、堅牢であるとともに存在の認識を欠くことのないよう視覚効果などで注意喚起を促すなど事故防止対策を講ずること。」に關しましては、柱は、太さ240mmのアルミ製のものを使用しており、頑丈でかつ風雨による腐食・劣化がしにくい材質となっております。また、両端の柱には適宜反射材等を張り付け、夜等の暗い時間帯でも建築物があることが視認できるようにする旨の説明を申請者から受けています。

以上の条件を満たしていることから、通行上支障がないものと考えております。

戻って頂いて、20 ページをご覧ください。

消防同意については、建築基準法第93条の規定に基づき、所管する北上地区消防組合消防本部消防長の同意を受けています。

説明は以上となります、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

#### (会長)

ただいまの事務局からの説明に対しまして、ご意見、ご質問等はございませんか。

#### (漆戸委員)

5 ページを見てもみますと現状では樹木等が植えられているようですが、先ほどのご説明のとおり伐採をして、伐採した箇所はバスが止まることが主目的の道路になるということでしょうか。

#### (事務局)

7 ページの付近見取図をご覧ください。申請者からヒアリングしたところ、植栽や樹木につきましては、済生会病院建設予定地から図面上で上部にある交差点から、図面の下部にあるT字路

までの路線で、その部分の植栽を撤去する予定とのことです。9ページの配置図をご覧ください。この配置図どおり、車道にラインを入れ、バスが停車できるスペースをつくる計画となっています。5ページの写真に掲載されている樹木等は、この区間に関してはすべてなくなる予定です。

(漆戸委員)

わかりました。

(会長)

道路改良工事があり、バスの停留所を確保することになるため、現行の歩道よりも幅が細くなりますが、それでも基準以上の幅を確保できているものです。

(佐藤委員)

1点確認をしたいことがあります。13ページに通行量調査があり、14ページ以降に乗降調査があります。先ほどの説明でこれらの数値は、「新しい病院が開院前なので、参考数値である」ということを述べていましたが、これから開院して利用者が増えたとしても、そこまで大きな変化がないだろうという意味なのでしょうか。それとも、あくまで参考数値ということなのでしょうか。

(事務局)

申請者によるヒアリングですと、現在の済生会病院は自動車利用で来院される方がほとんどであるため、新しい済生会病院も自動車利用が大部分であると見込んで、駐車スペースを広く確保する計画としています。また、現在の済生会病院前のバス停利用も最大で3名ですので、バス利用者は大幅に増えることはないと考えています。

(会長)

それでは、まとめに入りたいと思います。

議事(1)、建築基準法第44条第1項第2号の規定による建築物の許可については、原案のとおりにご同意することをご異議ありませんか。

[各委員異議なし]

(会長)

ご異議がないようですので、議事(1) 諮問事項につきまして、原案どおり同意することに決定いたしました。

## ○議事(2) 審議を要する事項

(会長)

それでは、議事に入ります。

議事(2) 審議を要する事項、「岩手県建築審査会一括同意手続要領第2条に基づく『法第43

条第2項第2号に係る一括同意基準』の改正」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

1 ページをご覧ください。

令和2年2月19日付け建住第797号により、岩手県知事から岩手県建築審査会長あてに、岩手県建築審査会一括同意手続要領第2条に基づく建築基準法第43条第2項第2号に係る一括同意基準の改正について付議する通知の写しとなります。

2 ページをご覧ください。

岩手県建築審査会一括同意手続要領第2条に基づく建築基準法第43条第2項第2号に係る一括同意基準の改正趣旨についてご説明します。

1 改正の趣旨、(1) 経緯について、「建築基準法第43条第2項第2号に係る一括同意基準」は、岩手県建築審査会における法43条における許可事務の円滑な執行を期するため、「岩手県建築審査会一括同意手続要領」に基づき平成11年4月23日に制定された。以後、平成11年9月9日、平成16年7月26日、平成27年12月16日及び平成30年12月20日に改正を行っています。(2) 改正の理由について、建築基準法の一部を改正する法律、平成30年法律第67号の一部施行、平成30年9月25日施行に伴い、国からの技術的助言、平成30年9月21日付、国住指第2075号、7ページに記載されている第2「接道規制の適用除外に係る手続の合理化、法第43条第2項関係」、3「河川等を介して法上の道路に接する敷地の扱いについて」を受け、法上の道路と建築物の敷地との間にある河川や水路等、公共団体等が所有又は管理するものに限る、に橋や蓋等が設けられている部分であって、当該部分が一般通行の用に供されている場合で、延べ面積、同一敷地内に二以上の建築物がある場合にあっては、その延べ面積の合計が200㎡以内の一戸建ての住宅である場合は、第43条第2項第1号の規定による認定に該当するものとします。

また、法上道路と建築物の敷地との間にある地方公共団体が管理する認定外道路等についても、水路等と同様に、許可基準第3の3に該当するものとします。

18 ページの上段の許可基準図解をご覧ください。こちらの図解は、現行運用しているものです。「水路等」の部分が「地方公共団体が管理する認定外道路等」である場合も、許可基準第3の3に該当するものと判断します。

それらに伴い、岩手県建築審査会一括同意手続要領第2条に基づく「建築基準法第43条第2項第2号に係る一括同意基準」について、一括同意基準の改正及び所要の整備を行うものです。

2 改正案の概要について、法改正を踏まえ、次のとおりとします。

(1) 「なお、延べ面積、同一敷地内に二以上の建築物がある場合にあっては、その延べ面積の合計が200㎡以内の一戸建ての住宅で、法第43条第2項第1号の規定による認定に該当するものについては、適用しない。」を追加します。(第3の3関係)

(2) 「③地方公共団体が管理する認定外道路等」を追加します。(第3の3関係)

3 施行期日は、令和2年4月1日から施行することを予定しています。

説明は以上です。

添付資料については、3ページに関する建築基準法の抜粋を添付しています。

5ページから7ページまでは、国の技術的助言を載せています。

8、9ページには、一括同意基準の改正案を載せています。

10ページから12ページには、一括同意基準の新旧対照表を載せています。

また、一括同意基準の変更と同時に許可基準も同様の内容で改正しようと考えています。その内容を14ページから16ページに載せています。

最後に、現に運用している許可基準図解を17ページから19ページに載せています。

以上で、審議を要する事項の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の程お願いいたします。

(会長)

ただいまの事務局からの説明に対しまして、ご意見、ご質問等はございませんか。今回の改正で、申請者にとってどのようなメリットがあるのでしょうか。

(事務局)

これまでの運用では、敷地と道路の間に水路があり水路をまたぐ案件は、すべて許可対象であり、建築審査会の同意を得て許可しなくてはなりませんでした。この改正によって、水路をまたぐ案件は、200㎡以内の一戸建ての住宅であれば認定対象となりますので、建築審査会の同意が不要になるため手続きも短くなると考えられます。また特定行政庁管内であれば特定行政庁が認定の事務を行うこととなりますので、認定の手続きがスピーディになると考えられます。

(会長)

わかりました。申請者にとって利益のある改正ということですね。

それでは、まとめに入りたいと思います。

議事(2)審議を要する事項、「岩手県建築審査会一括同意手続要領第2条に基づく『法第43条第2項第2号に係る一括同意基準』の改正」については、原案のとおり同意することでご異議ありませんか。

〔各委員異議なし〕

ご異議がないようですので、議事(2)審議の要する事項につきまして、原案どおり同意することに決定いたしました。

公開案件の議事は以上となります。以降の議事については非公開となります。

○議事(3)報告事項

【非公開につき議事録省略】

(会長)

それでは、以上をもちまして議事を終了いたします。ご協力ありがとうございました。以降の進行は事務局にお返しします。

#### (4) その他

##### (建築指導担当課長)

中村会長、大変ありがとうございました。

それでは、次第4その他となります。

これまでの審議に対しまして、ご意見、ご質問等はありませんか。

[各委員ご意見・ご質問なし]

特にないようですね。

それでは本日ご審議いただきました議事につきまして、本審査会の同意をいただきましたので、審議会終了後、中村会長より同意書に岩手県建築審査会長印を押印いただきたいと思います。

また、議事録の署名については、後日書類を発送させていただきます。

#### (5) 閉会

##### (建築指導担当課長)

皆様、本日は大変ありがとうございました。

以上をもちまして、令和元年度第2回岩手県建築審査会を閉会いたします。

なお、本日委員の方々にお配りした資料ですが、この資料の中に非公開としました議事(2)報告事項がございます。

こちらの資料につきましては、事務局が責任をもって処分させていただきますので、その場においてお帰りいただきますようお願いいたします。

本日はお忙しい中、誠にありがとうございました。